

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	令和7年度 第4回入間市こども・子育て審議会
開 催 日 時	令和8年3月13日(金) 午後3時00分 開会 午後4時30分 閉会
開 催 場 所	入間市健康福祉センター 301、302会議室
議 長 氏 名	千葉弘明
出席委員(者)氏名	宮島千秋、千葉弘明、桂川泰典、三田侑希、生田由紀子、新井啓子、 村野裕子、吉野しずな、土橋秀子、岡橋生幸、西澤弥生
欠席委員(者)氏名	渡辺雅智、高橋洋貴、大森洋司、遠藤梨奈
説明者の職氏名	保育幼稚園課長 上野順一
会 議 次 第	1.開会 2.あいさつ 3.議題 (1)乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員 の設定について 4.その他 5.事務連絡 6.閉会
非 公 開 理 由	
傍 聴 者 数	1人
配 布 資 料	資料4-1 乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業 の利用定員の設定について
事務局職員職氏名	【こども支援部】部長 黒木聡子、次長 豊泉兼一 【こども政策室】室長 岩田孝弘 【こども支援課】課長 園田智慈、主幹 根本章、主事補 山口佳奈 【保育幼稚園課】課長 上野順一 【青少年課】 課長 宮岡弘
会議録作成方法	要点筆記

## 会 議 録 ( 2 )

### 議 事 の 概 要 ( 経 過 ) ・ 決 定 事 項

- 1 下記の議題について事務局にて説明し、審議を行った。  
委員からの質疑については、事務局が回答した。

#### 議 題

- (1)乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について

会 議 録 ( 3 )

発 言 者	発 言 内 容
千葉会長	<p>(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。)</p> <p>本日の議題に入る。今回の会議録署名人は桂川委員に願います。</p>
千葉会長	<p>「(1)乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について」を事務局から説明願う。</p>
保育幼稚園課長	<p>「乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について」を説明する。</p> <p>(資料4-1「乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業の利用定員の設定について」に基づき説明)</p>
保育幼稚園課長	<p>事前質問をいただいておりますので、回答させていただきます。</p> <p>村野委員から、「こども誰でも通園制度」の利用者数の見込みである50人の算出方法について、前回の審議会でも説明がありましたが、もう一度説明をお願いしたいというご質問をいただいております。一時預かりの年間利用者が現時点で66人おり、それだけでも50名を超えているため、見込み数が足りないのではないかと心配されているとのご質問でした。</p> <p>まず、この50人の算出方法についてですが、国から計画策定時の仮の計算式が示されております。対象となる0歳、1歳、2歳の未就園児数に、月ごとの一定利用時間である10時間を掛け、それを1人当たりの開所時間数で割ります。国が示す月176時間というのは、保育園が1日8時間開所し、月に22日間実施するという仮定に基づく受け入れ時間です。</p> <p>入間市には、どの施設にも通っていない0～2歳児が871人おり、その全員が1ヶ月に10時間を使い切る想定で計算すると、定員が50人となり、1時間あたり50人を預かる計算になります。</p> <p>ただし、国の設定は月22日、1日8時間開所ですが、今回の入間市の実施では月曜日から金曜日の1日2時間、月20日間という形になります。そのため、実際の定員は50人ではなく、もっと少なくなります。</p> <p>入間市では国の算出方法に基づき、保育園に通っていないお子さん全員が月10時間を使い切れる想定で見込んでおります。他の市町村では、全員が利用するわけではないと考え、2割や3割といった利用率を設定して算出しているところもあります。入間市としては、現時点で利用率がどれくらいになるか未知数な部分があるため、全員が利用できる枠として算出しています。国も、中間見直しなどで実際の利用率を見て見直しもよいとしていますので、今後の利用状況を見て、量の見込みを見直す可能性もございます。</p> <p>続いて、この制度についてもう一点ご質問をいただいております。</p> <p>「この制度を利用できる園が現在1ヶ所のようなのですが、居住地によって利用しづらい方もいらっしゃると思います。実施場所が増えていく可能性はあるのでしょうか」という内容です。</p>

発 言 者	発 言 内 容
千葉会長	<p>これについては、事業に興味を持っていただいている事業者からのご相談も受けております。年度途中からでも実施してみたいというお話もありますが、施設のスペースの問題や、待機児童が発生しているために定員の余裕を活用する方式が取りづらいこと、また保育士の雇用が厳しく通常の保育でも人材確保が難しいといった声も聞いております。そのため実現するかどうかは不透明な部分もありますが、興味を持っている事業者からは年度途中で実施したいというお声をいただいております。</p> <p>事前の質問につきましては以上でございます。</p> <p>ご説明ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問はございますか。</p>
村野委員	<p>先ほどの説明で、基準等がわかりづらい点もあるかと思います。今日配布された資料を見ると、時間単位で書かれていますが、表の表記がわかりにくいのではないのでしょうか。</p>
保育幼稚園課長	<p>この利用人数が6人というのは、確かに単位が入っておりませんので、「1時間あたり6人」というような意味になります。そこはわかりやすいように修正したいと思います。</p>
村野委員	<p>今日配られた資料の、50という数字が記載されている表を見せてもらえますか。文章では書いてあるようですが。</p>
保育幼稚園課長	<p>そちらは本日配布しました資料の64ページになります。この後ご説明する予定ですが、全体の内容が記載されたものとして差し替えて使っていただきたい資料です。こちらにも利用人数しか書かれておらず、国が示す50人の算出の計算式が載っていないため、確かにわかりにくくなっております。</p>
保育幼稚園課長	<p>先ほど「1時間あたり50人」とお話ししましたが、この単位の基準がわかりづらいかと思います。この50人というのは、1日8時間、月22日開所した場合の月176時間で割って算出したもので、1ヶ月間でこの50人の枠を設定すれば全員が利用できるという目安です。</p> <p>一方で、今回のむさし保育園の「定員6人」というのは、176時間で計算したものではなく、午前9時から11時の枠で「同時に6人預かれる」という意味です。そのため、市の全体の必要枠である50人からこの6人を引いて、あと44人分確保すればよいという単純な計算ではありません。少しわかりづらい説明になってしまい申し訳ありませんが、あくまで「1時間あたり同時に預かれる定員の人数」としてご理解いただければと思います。</p>
村野委員	<p>つまり、1時間あたり同時に利用できる人数が、このむさし保育園の定員ということですね。</p>

発 言 者	発 言 内 容
保育幼稚園課長	<p>はい。ただ、例えば「9時から10時まで使いたい」「2時間連続で使いたい」と様々な要望があったとしても、同時に預かれるのが最大6人という定員枠になります。計算式が複雑でわかりづらく申し訳ありませんが、入間市としては他の市町村と比べても多めに見積もっており、全員が利用できることを想定した目標値を設定しています。</p>
村野委員	<p>別の話を質問してもよろしいですか。市として、どれくらいの量の枠を確保しようとしているのか、事業者さんが手を挙げてくれるのをどのくらいまで目標値としているのかを教えてください。</p>
保育幼稚園課長	<p>非常に難しいのですが、すべての園が1日8時間「こども誰でも通園制度」を実施してくれれば目標の50人で済むのですが、「午前中しか実施しない」といった場合は計算が必要になってきます。</p> <p>今回の場合、1日2時間で月20日間の実施ですので、月に40時間の枠があり、定員が6人なので延べ240時間分の枠になります。入間市の対象児童が871人とすると、現状の枠だけでは足りず、さらにいくつか実施箇所が必要になる計算です。</p>
村野委員	<p>本来の目標値は定められていると思いますが、現実的にはそこまで枠を確保するのは難しいと思います。大体どのくらいの利用割合を目指しているのでしょうか。</p>
保育幼稚園課長	<p>現時点では正確な利用率がわからないため、4月から事業が始まって実際の利用者数を確認し、その利用率を見ながら入間市としてふさわしい目標人数を改めて設定したいと考えています。明確にお答えできず申し訳ありません。</p>
桂川委員	<p>私の不勉強かもしれませんが、定員が6名ということで、これを超えた申し込みがあった場合の対応方法について伺いたいです。通常の保育の利用基準とは異なる前提かと思いますが、どのように選んでいくのでしょうか。</p>
保育幼稚園課長	<p>基本的には先着順になります。市で「保育所等に通っていない」という認定をします。その後、保護者が国の用意するシステムで空き状況を見て予約します。そのため、予約が埋まってしまったら利用できません。</p> <p>ただ、入間市内だけでなく、他市町村で実施している保育園を選ぶことも可能です。基本的には保育の必要性がない方なので、「今日は他の市の施設に行ってみよう」といった使い方もできます。システムで空き状況を調べて予約を入れますが、初めて利用する施設では事前に面接が必要となり、面接が終わった後に本予約ができるシステムになります。いずれにしても、空いていなければ利用できません。</p>

発 言 者	発 言 内 容
桂川委員	各自治体で優先基準のようなものを設定できるのかと思っていましたが、そうではないのでしょうか。
保育幼稚園課長	はい。保育要件を持たない方を対象としていますので、優先順位をつけることが難しい。通常の保育であれば、勤務日数や時間によって点数をつけて優先順位を決めますが、この制度についてはそうした点数付けは行いません。
桂川委員	点数化が難しいのは理解できます。ただ、これから運用していく中で、本当に支援が必要な方に届く道筋を作ったほうがいいのか、それとも変に選別しないことの方が大事なのか、今後考えていく必要があると思います。
岡橋委員	孤立していたり、状況が厳しいご家庭については、こども家庭センターで把握できれば、そこから保育事業などに繋がっていくルートがあります。一方で、この制度はそうではない方々が利用したいという声に応えるものなのかなと思います。
保育幼稚園課長	今回の「こども誰でも通園制度」は、こどもの育ちを支援することが本来の目的です。家庭のみで保育をしていて家族としか関わりがないこどもに、同年齢のこどもたちと一緒に育っていく場を提供するものです。そこから派生して、親同士の繋がりができることも期待されます。孤立した方を見つけるのが先か、利用していく中でそういった支援が必要な方を発見できるのか、どちらが先かという側面はありますが、あくまで「どこにも通っていないお子さん」に、集団生活の経験を積んでもらうための制度であると考えています。
千葉会長	その他、ご質問はございますでしょうか。
土橋副会長	聞き漏らしたかもしれませんが、この事業の広報についてお伺いします。先ほども話に出ましたが、本当に必要な方に情報を届ける道筋を作るのはとても大変なことだと思います。一般的な広報として、どのような手法を考えているのでしょうか。
保育幼稚園課長	<p>現在、市のホームページや3月1日号の市広報誌に掲載しています。市のSNSにも載せていますが、どれだけの方が登録して見ているかという課題はあります。ただ、市広報誌を出してから「いつから使えるのか」「認定はいつからか」といったお問い合わせを何件かいただいています。</p> <p>広報誌やホームページだけでは周知が弱い部分もあります。全国一斉に始まる制度ですので、ニュースなどで取り上げられることでのPR効果もあるとは思いますが、本格的に始まる前の事業ですので、効果的な広報のあり方に</p>

発 言 者	発 言 内 容
岡橋委員	<p>についてはこれからの課題と考えております。</p> <p>この事業に手を挙げてくれる事業者がなかなかいないのが現実だと思います。例えば、このむさし保育園のパターンの場合、既存の職員ではなく、新たにこの事業のために保育士を2人配置するとのことですが、この方々は常勤なのでしょうか、それともパートなのでしょうか。また、国の補助でその人たちの給料はきちんと支払えるのでしょうか。</p>
保育幼稚園課長	<p>給料や採算性の部分については経営に関わることなので一概には言えませんが、国が決めた公定価格をお支払いするものの、経営側からすると採算が取りにくいという声はあります。</p> <p>職員の配置については、例えば2名配置する場合、1名を専任として置き、もう1名はすぐに応援に行ける状態であれば兼務でもよいことになっています。今回は既存のクラスと同じ部屋で合同保育を行う形であり、そこに担任の保育士がいるので、要件としては1名専任を置けばよい形になります。細かな配置等については各保育園とやり取りをしており、むさし保育園については2名配置するということで基準は満たしています。</p>
岡橋委員	<p>市としては基準を満たしていればよいのですが、実際に実施する法人からすれば、財務的に余裕がない中でこの事業に参加してくれているのだと思います。定員割れをしていて園児獲得のために実施するという理由ならわかりますが、そうでないのにあえてやっている。採算面で厳しい状況にある中で協力してくれる事業者に対して、市として現状を認識し、どうやって感謝や支援の意を示すのかが重要だと思います。</p>
保育幼稚園課長	<p>根本的なお話をさせていただくと、市から無理にお願いしてやってもらっているわけではなく、公募を実施しています。各保育園にお知らせし、「ぜひやりたい」と手を挙げていただいた法人にお願いしている状況です。採算が合わない中で無理やりやらせているわけではなく、法人としての判断で申し込みをいただいています。社会福祉法人としてこの制度が必要だと使命感を持ってくださっているのか、その他のメリットを見込んでのことか、そこまでの真意は確認していませんが、実施したいという前向きな希望を受けて認可の手続きを進めている次第です。</p>
岡橋委員	<p>現状を考えると、対象となる871人に対して受け皿が少なすぎだと思います。今後、他の事業者にも実施をお願いしていくためには、今回初めて手を挙げてくれた事業者が「どのような考えで、どのようにやりくりをして実施しているのか」を市がしっかりとヒアリングし、現状を把握した上で他へ働きかける必要があると思います。</p>
千葉会長	<p>なかなか難しい部分もあると思いますが、市が求めている以上に事業者の</p>

発 言 者	発 言 内 容
保育幼稚園課長	<p>応募があれば選定もできますが、現状のように少ない中で手を挙げてくれたところをお願いしていく形になるのだと思います。一方で、法人の運営状況なども見ていく必要は当然あるので、これから事業を始めていく中で様子を見ながら、運用を改善していくことがよろしいのではないかと思います。</p> <p>先ほどの質疑にもありましたが、このネットワークを使って市外の施設も利用できるとのことでした。市外というのは埼玉県内という意味ですか、それとも全国どこでも対象になるのでしょうか。</p> <p>全国の施設が利用可能です。ただし、初めての施設を利用する場合は事前の面談が必要ですので、行きたいと思ってすぐに使えるわけではなく、一度面談をした上で予約が可能になります。</p>
岡橋委員	<p>利用料金について、事業者が自由に定められるということで、300円や500円など色々あるという話でしたが、今回の資料には金額が書かれていません。利用料金は設定しているのでしょうか。</p>
保育幼稚園課長	<p>国の標準的な利用料金は1時間300円ですが、実際の金額は各事業者が設定できることになっています。むさし保育園の利用料金の設定はこれからになります。</p>
岡橋委員	<p>そうすると、例えば入間市の二本木地区に住んでいるとします。二本木は東京都の瑞穂町に隣接していますが、東京都の場合、この制度を利用すると無料になるそうです。たかだか300円とはいえ、東京に人が流れていく理由の一つには、そうした支援の差があります。隣接する瑞穂町の施設を利用した方が無料になるのであれば、そちらを利用する人が増えるのではないのでしょうか。そのあたりの認識はいかがですか。</p>
保育幼稚園課長	<p>東京都でこの「こども誰でも通園制度」が無料になるということについては把握しておりませんでした。申し訳ございません。</p> <p>ただ、入間市民の方が東京都の施設を使った場合、都民であれば無料でも、市外からの利用者には別の料金がかかるのではないかと思います。都の補助金が出ないためです。詳細な確認はできていませんが、制度の利用認定を行うのはお住まいの市町村です。入間市の二本木地区にお住まいの方には入間市が認定を行いますので、その方が瑞穂町の施設を利用した場合には、東京都民以外の方用の金額が適用されるのではないかと考えられます。</p>
千葉会長	<p>私も他自治体の状況を完全に把握してはおりませんが、料金設定やどこを利用するかといった点は、運営する事業者にとってハードルになってくると思いますので、その辺りは事業者と相談しながら進めていただければと思います。</p> <p>また、この制度を本当に利用してほしい層に届けるためには、この制度単</p>

発 言 者	発 言 内 容
西澤委員	<p>体だけでなく、他の子育て支援事業との連携が重要です。例えば乳児家庭全戸訪問事業などの際に、支援が必要だと思われる家庭に「こういう制度がありますよ」と声をかけて利用に繋げていくなど、様々な機関との連携をお願いできればと思います。</p> <p>その他に何かご意見はございますか。</p> <p>もし支援の場に出ていないとして、こういう制度があるという情報をどこで得られるのでしょうか。どう申し込めばいいかという入り口の周知が必要です。前回もこの事業について知らない人が多いという話が出ました。</p> <p>私が支援センターでお母さん方と接していても、この制度を知っていて興味があるという感触はあまりありません。むさし保育園の場合、1回2時間しか利用できないとのことですが、0歳から3歳のこどもを時間通りに連れて行き、またすぐに迎えに行くというのは、親にとって逆に負担が大きいと思います。預けている最中もこどものことが心配になりますし、たった2時間預けるためにそこまでの労力をかけるなら、私なら利用しないかもしれません。お母さん方の間でも「これから利用しよう」という話題になったことは一度もありません。</p>
千葉会長	<p>ありがとうございます。今後、利用者アンケートなどを通じて色々な課題や意見が出てくるかと思います。他に何かございますでしょうか。</p> <p>それでは、「児童福祉法に基づく事業認可および特定地域型保育事業等の利用定員の設定について」は、当審議会として「妥当である」ということでよろしいでしょうか。</p> <p>異議がございませんので、審議会として「妥当である」と決しました。</p> <p>以上で、「児童福祉法に基づく事業認可および特定地域型保育事業等の利用定員の設定について」の審議を終了いたします。</p> <p>以上で閉会とする。</p>

議事の内容・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 8 年 5 月 27 日

議 長 の 署 名 千葉 弘明

議長が指名した者の署名 程 川 泰典